

2. 保育の必要性や必要量の審査、利用者負担額（保育料）の算定後、保護者へ「支給認定証」が交付されます。併せて利用者負担額、入園承諾書等が通知されます。（3月下旬予定）

3. 4月の入園までに、口座振替の手続きや入園のしおりにより園生活に必要な物をそろえましょう。

※ 証明書等の添付書類について

保育を必要とする事由（2号・3号認定）について、(1)～(9)までの事由について証明できる書類が必要となります。

- (1) 就労…雇用証明書
- (2) 妊娠・出産…母子手帳の写し
- (3)～(9) 各事由について証明できるもの が必要です。

支給認定申請書兼現況届出書に添えて、平成30年2月28日までに提出してください。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

● 保育を必要とする事由ごとの有効期間について

1号認定～認定された日から当該小学校就学前の子どもが小学校就学の始期に達するまで

2号認定～

- (1) 就労・疾病・障がい・介護・災害・虐待・DVの場合は、小学校就学の始期に達するまで
- (2) 妊娠・出産の場合は、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日が小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- (3) 就職活動の場合は、認定された日から90日を限度として幌延町が定める期間か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- (4) 教育施設に在学・職業訓練の場合は、当該小学校就学前の子どもの保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日までの期間か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- (5) 育児休業の場合は、認めた事情を勘案して幌延町が定める期間

3号認定～認定された日から満3歳に達する日の前日までの期間を基準に2号認定の(2)から(5)までの事情を考慮した期間

● 幌延町認定こども園 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額徴収基準額表（教育標準時間認定（1号給付））

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額 (月額) 円	
階層区分	定	義		
A	生活保護世帯		0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の町民税非課税世帯		ひとり親世帯等	0
			ひとり親世帯等以外の世帯	1,800
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	77,100円未満	ひとり親世帯等 8,660
				ひとり親世帯等 以外の世帯 9,660
			77,100円以上211,200円未満	12,300
	2		211,200円以上	15,420
	3			